

石川県公報

令和2年10月9日

第13347号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次	
○特定計量器の定期検査の実施	(経営支援課)	1	○公共測量実施公告 (同) 7
○土地収用法に基づく事業の認定	(監理課)	2	○公共測量実施公告 (同) 7
○県道の供用の開始	(道路整備課)	4	○公共測量実施公告 (同) 7
○道路の占用を制限する区域の指定	(同)	4	○公共測量実施公告 (同) 8
○専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定等	(同)	4	○公共測量実施公告 (同) 8
○歳入の収納事務の委託	(教育委員会事務局)	5	公安委員会
公 告			○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 8
○入札公告	(行政経営課)	5	監査委員
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課)	6	○定期監査結果公表 9
○公共測量実施公告	(監理課)	7	○財政的援助団体等監査結果公表 10
			○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 11

告 示

石川県告示第336号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
輪島市のうち 朝市通り周辺地区	令和2年11月10日(火) (午前10時から正午まで)	おやすみ処よっていか んけ(永井豪記念館隣)
輪島市のうち 町野地区、門前地区及び朝市通り周辺地区を除く地区	令和2年11月10日(火) (午後1時30分から午後3時まで) 令和2年11月11日(水) (午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	輪島市文化会館
輪島市のうち 門前地区	令和2年11月12日(木) (午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	輪島市役所 門前総合支所
輪島市のうち 町野地区	令和2年11月13日(金) (午後1時から午後3時まで)	輪島市役所 町野支所
小松市のうち 国府小学校、芦城小学校、稚松小学校、 向本折小学校、第一小学校、安宅小学校、 苗代小学校及び蓮代寺小学校並びに板津	令和2年12月15日(火)及び同月16日(水) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで) 令和2年12月17日(木)	小松市役所車庫

中学校及び中海中学校の各通学区域	(午前10時から11時30分まで)	
小松市のうち 今江小学校、粟津小学校、那谷小学校、 矢田野小学校、木場小学校、串小学校、 符津小学校、月津小学校及び日末小学校 並びに松東中学校の各通学区域	令和2年12月17日(木) (午後1時30分から午後3時まで) 令和2年12月18日(金) (午前10時から正午まで及び午後1時から午 後3時まで)	島町会館

石川県告示第337号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和2年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 起業者の名称

白山市

2 事業の種類

東明小学校増築・大規模改造事業

3 起業地

(1) 収用の部分

白山市徳丸町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、白山市徳丸町地内を起業地とする「東明小学校増築・大規模改造事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校の用に供する施設を整備する事業(以下「本体事業」という。)及びこれに伴う道路法(昭和27年法律第180号)に規定する市道の付替工事(以下「関連事業」という。)を施行するものであり、本体事業は法第3条第21号に掲げる施設に関する事業に該当し、関連事業は同条第1号に掲げる道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である白山市(以下「起業者」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第2項の普通地方公共団体である。

起業者は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

起業者である白山市は、平成17年に松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村及び白峰村の1市2町5村が合併して誕生した自治体である。

同市の人口の推移について、合併時は112,283名(35,744世帯)であったが、現在(令和2年3月31日時点。以下同じ。)は113,581名(44,733世帯)と増加傾向にあり、その中でも、旧松任市の区域のうち、東明小学校の校区である中奥地区及び郷地区(横江町を除く。)においては、合併時は7,233名(2,424世帯)であったが、現在は9,925名(3,926世帯)と、大きく増加している。

同校の校区では、土地区画整理事業により整備された住宅地である菜の花地区において、子育て世代を中心

に転入者が増加しているところであり、更には、国道8号線や金沢外環状道路といった幹線道路により中核市である金沢市と直結していること、大型商業施設や飲食店が多数立地していることなどから、今後も子育て世代の転入が見込まれているところである。

同校には、令和2年5月1日時点で、527名の児童が通学しており、普通教室の19教室が全て利用されている状況にある。近年、菜の花地区への転入者の増加に伴い同校に通学する児童数も増加傾向にあり、令和3年度には普通教室に不足が生じ、最多の児童数が見込まれる令和7年度には6教室が不足すると推計されている。

現状の施設では、普通教室の不足のみならず、授業時間の割り振りにあたり理科室等の特別教室や体育館が不足すること、児童数が給食調理施設の調理能力を超過すること、児童数の増加に伴う教職員の増員にあたり職員室や駐車場の面積が不足することなどから、同校の運営に著しく支障をきたすことが危惧されている。

また、グラウンドやプールについては、昭和53年の開校当時から大規模な改修等がおこなわれておらず、グラウンドの排水能力の低下、プールの塗装の剥離の危険性が懸念されているところである。

本件事業の完成により、普通教室の不足分が解消されるとともに、理科室等の特別教室や体育館、給食調理施設についても増加する児童数に対応した規模が確保されることに加えて、職員室の増床や駐車場の増設により、児童数の増加に伴い必要とされる教職員の増員にも対応が可能となり、同校の円滑な運営に寄与するものである。

また、同校の開校当時から利用されてきたグラウンドやプールについても大規模な改修をおこなうことにより、安全性の向上にも寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が動植物、埋蔵文化財等に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に規定する対象事業の要件には該当していない。また、本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されておらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による保護のために特別な措置を講ずべき動植物も確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

(ア) 既存校舎と接続可能な範囲内に校舎を増築する場所が確保できること。

(イ) 校舎の増築等に最小限必要な面積を確保できること。

(ウ) 安全で良好な教育環境を維持できること。

などの条件を全て満たす同校周辺の3箇所の候補地で比較検討した結果、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案すると、申請案は、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

菜の花地区における子育て世代を中心とした転入者の増加に伴い、今後も同校に通学する児童数が増加し、令和3年度には普通教室が不足すると推計されており、同校の運営に支障をきたすことが危惧されていることから、安全で良好な教育環境を維持するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を

充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

白山市教育委員会事務局教育総務課

石川県告示第338号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和2年10月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和2年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金沢羽咋自転車道線	河北郡内灘町字宮坂ぬ365番3地先から 河北郡内灘町字宮坂ぬ365番3地先まで	令和2年10月11日	中能登土木総合事務所 のと里山海道課
金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字宮坂ぬ365番3地先から 河北郡内灘町字宮坂ぬ365番3地先まで	〃	〃

石川県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和2年10月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和2年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字宮坂ぬ365番3地先から 河北郡内灘町字宮坂ぬ365番3地先まで	中能登土木総合事務所 のと里山海道課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年10月9日

石川県告示第340号

次の道路の一部区間について、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により道路の供用を廃止し、同法第48条の13第2項の規定により専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路に指定し、同法第18条第2項の規定により道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和2年10月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和2年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	指定する区間	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県道	金沢羽咋自転車道線	河北郡内灘町字向栗崎139番1地先から 羽咋市柳田町六九11番11地先まで	令和2年10月11日	中能登土木 総合事務所 のと里山海道課

石川県告示第341号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

令和2年10月9日

石川県知事 谷本正憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
石川県育英資金貸付金返還金の未収金回収委託業務	東京都港区芝浦3丁目16番20号	ニッテレ債権回収株式会社	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年10月9日

石川県知事 谷本正憲

1 調達内容

- 調達件名及び数量
ウイルス対策ソフトのライセンス使用料 一式
- 調達件名の特質等
入札説明書による。
- 納入期限
令和2年11月30日
- 納入場所
別途指定する場所

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- 指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 契約条項を示す場所等

- 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部行政経営課情報システム室ネットワーク管理グループ
電話番号 076-225-1322 FAX番号 076-225-1319

- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所において交付
- (3) 入札説明書の交付期間
令和2年10月9日(金)から同月19日(月)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- 5 入札の日時及び場所
令和2年10月26日(月)午前10時
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎5階 511会議室(入札後、即時開札する。)
- 6 入札に関する注意事項
 - (1) 入札参加者は、入札説明書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。
 - (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
 - (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 7 その他
 - (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
 - (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
 - (3) 契約書作成の要否
要
 - (4) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
 - (6) その他
詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和2年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢フォーラス
金沢市堀川新町52 番 外
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
 - (1) 内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和2年5月26日
- 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
 - (1) その他の事項
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和2年10月9日から同年11月9日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和2年6月1日から 令和3年3月31日まで	石川県全域

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、志賀町長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (デジタル空中写真撮影・写真地図)	令和2年5月25日から 令和3年3月19日まで	志賀町全域

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、能美市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (市道福岡西任田線ほか測量業務委託)	令和2年7月13日から 同年11月30日まで	能美市西部 地域

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、白山市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (デジタル空中写真撮影・写真地図)	令和2年5月28日から 同年11月30日まで	白山市の一部

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (車 載 写 真 レ ー ザ ー 測 量)	令和2年7月16日から 令和3年1月29日まで	北陸地方整備局 管内 (新潟県村上市から石川県加賀市)
〃	令和2年8月11日から 令和3年2月26日まで	〃

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和2年3月17日から 同年8月31日まで	金沢市岸川町
公 共 測 量 (航 空 レ ー ザ ー 測 量)	令和2年5月25日から 令和3年1月25日まで	白山市白峰地先他
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和2年8月24日から 令和3年1月29日まで	白山市白峰地区、尾添地区
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和2年9月10日から 同年12月18日まで	白山市中宮地内

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第114号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月9日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表476の項を次のように改める。

476	削	除
-----	---	---

別表第6（車両の通行禁止）白山警察署管内の表60の項を次のように改める。

60	削	除
----	---	---

別表第10（普通自転車歩道通行可）大聖寺警察署管内の表40の項を次のように改める。

40	削	除
----	---	---

別表第11(最高速度の指定)小松警察署管内の表に次のように加える。

289	市道小馬出町公園線、市道小馬出町1号線、市道小馬出町浜田町線、市道地子町神社線、市道浮城町丸の内公園線、市道丸の内町一丁目線	(1) 小松市小馬出町3番6先 (2) 小松市小馬出町3番地1先 (3) 小松市浜田町口195番地1先 (4) 小松市丸の内町一丁目88番地先 (5) 小松市丸の内町一丁目2番地先 (6) 小松市小馬出町91番地先 (1)から(6)までの場所を結ぶ線により囲まれた区域内の道路	約9.7ヘクタール	毎時30キロメートル	終日	車両(けん引③を除く。)
-----	--	--	-----------	------------	----	--------------

別表第11(最高速度の指定)能美警察署管内の表35の項及び36の項を次のように改める。

35	削		除			
36	市道大浜大成線、市道大成福岡線、市道福岡西任田線	能美市大浜町ク6番地先から能美市大成町3丁目124番地先までの間	約1,550メートル	毎時30キロメートル	終日	車両(けん引③を除く。)

別表第11(最高速度の指定)能美警察署管内の表に次のように加える。

150	市道	(1) 能美市福岡町口174番地先 (2) 能美市福岡町ハ141番地5先 (3) 能美市福岡町ハ9番地1先 (4) 能美市福岡町口105番地先 (1)から(4)までの場所を結ぶ線により囲まれた区域内の道路	約19.8ヘクタール	毎時30キロメートル	終日	車両(けん引③を除く。)
-----	----	--	------------	------------	----	--------------

別表第11(最高速度の指定)白山警察署管内の表378の項を次のように改める。

378	削		除			
-----	---	--	---	--	--	--

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準(令和2年石川県監査委員告示第1号)に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和2年10月9日

石川県監査委員	焼	田	宏	明
同	増	江		啓
同	山	本	次	作
同	奥	村	豊	美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理(以下「財務事務の執行等」という。)を対象とした。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
中能登総合事務所 能登中部保健福祉センター 能登中部保健所 七尾児童相談所	令和2年8月31日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
奥能登総合事務所 能登北部保健福祉センター 能登北部保健所	〃	〃
小松県税事務所	〃	〃
金沢県税事務所	〃	〃
石川中央保健福祉センター 中央児童相談所 石川中央保健所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 女性相談支援センター	令和2年9月4日	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準(令和2年石川県監査委員告示第1号)に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和2年10月9日

石川県監査委員 焼 田 宏 明
同 増 江 啓
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和元年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行(以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。)を対象とした。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
石川県公立大学法人	令和2年8月31日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
一般社団法人石川県鉄工機電協会	令和2年9月4日	//
公益財団法人いしかわ県民文化振興基金	//	//
公益財団法人奥能登開発公社	//	//
公益財団法人石川県県民ボランティアセンター	//	//
石川県森林組合連合会	//	//
公益財団法人石川県林業労働対策基金	//	//
一般社団法人石川県トラック協会	//	//
学校法人稲置学園	令和2年9月9日	//
公益財団法人石川県文教会館	//	//
北陸エアターミナルビル株式会社	//	//
公益財団法人山中漆器産業技術センター	//	//

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年10月9日

石川県監査委員 焼 田 宏 明
 同 増 江 啓
 同 山 本 次 作
 同 奥 村 豊 美

(別 紙)

厚 第 1002 号
 令和2年9月11日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和2年8月31日付け石監査第288-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が2件発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	厚生政策課	過去2年の監査で連続して注意を受けたにもかかわらず、交通事故が複数件発生したことを重く受け止め、改めて全職員に対し交通法規を遵守するとともに、安全運転に万全を期するよう周知徹底を図りました。 今後このようなことのないよう、公用車使用時における安全運転励行の積極的な声掛けや同乗職員による安全確認の補助など安全意識の向上に努めるとともに、公用車を運転する機会が多い職員には、自動車運転技術向上研修を受講させることとします。

河 第 783 号
 令和2年9月11日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和2年8月31日付け石監査第288-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	河川課	2年連続で交通事故が発生したことを重く受け止め、公用車の運行には、交通法規の遵守及び安全運転に万全を期するよう、改めて全職員に注意喚起しました。 また、公用車を使用する職員に対する安全運転の積極的な声かけや、自治研修センターが行う「自動車運転技術向上研修」の受講を勧めるなど、運転技術の改善・向上にも努めております。 今後このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故の防止に努めます。